記

日本銀行法第33条第１項第１号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（基準割引率）および同項第２号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）。

年1.25パーセント

令和８年６月16日　　日本銀行

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・丙・丁・戊・己）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第九十七号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五十八頁（号外第七十号）

令和八年六月二十三日

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（甲）ＧＰＳＳ事業開発株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（乙）ＧＤＩ株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（丙）日本水力開発株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（丁）日本風力サービス株式会社

代表取締役　倉田　隆広

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル六階

（戊）ＧＰＳＳホナジープロダクト株式会社

代表取締役　大野　友史

東京都港区芝二丁目五番一〇号芝公園ＮＤビル

（己）日本森林トラスト株式会社

代表取締役　倉田　隆広

日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更

日本銀行基準割引率および基準貸付利率を下記のとおり年0.25パーセント引上げ、令和８年６月17日から実施することとしたので、日本銀行業務方法書第７条第２項の規定に基づき公表します。